水質汚濁防止法に係る構造基準の適合状況の確認表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名称： | | | | | 施設番号： | | |  | | |
| 対象 | 基準 | 構造等に関する基準 | | | | | | 定期点検の方法 | |
| 区分 | 内容 | | | 適合 | 判定 | 項目 | 頻度 |
| 床面および周囲 | A | 1 | 以下のいずれにも該当 | | |  | A  ・  B  ・  C | ① 床面のひび割れ・被覆の損傷  ② 防液堤等のひび割れ | 1回 / 年 |
| イ | 床面は、コンクリート、タイルその他の  不浸透性を有する材料による構造 | |
| ロ | 防液堤、側溝、ためます 若しくは  ステンレス鋼の受皿 又は これらと  同等以上の機能を有する装置  （以下「防液堤等」という。）の設置 | |
| 2 | 上記と同等以上の措置 | | |  | 措置に応じた項目 | 措置に応じた内容 |
| 3 | 床下が目視で点検できる | | |  | 床下を目視点検 | 1回 / 月 |
| B | 1 | 以下のいずれにも該当 | | |  | ① 床面のひび割れ・被覆の損傷  ② 防液堤等のひび割れ | 1回 / 年 |
| イ | * 床面：コンクリート、タイル、 その他不浸透性を有する材料による構造 * 本体下部の接地など目視点検できない 構造で、材質もA基準を満たさない | |
| ロ | 本体からの漏洩を検知できる装置の設置 又は  同等以上の措置 | |
| 2 | * 床面：コンクリート、タイル その他の不浸透性を有する材料による構造 * 本体下部：前述の基準を満たさないが、 目視点検は可能 | | |  | ① 床面のひび割れ・被覆の損傷  ② 防液堤等のひび割れ | 1回 / 年 |
| C | 上記基準を満たさない | | | |  | ① 床面のひび割れ・被覆の損傷 | 1回 / 月 |
| 施設本体 | 「床面および周囲」の基準が A基準 の場合 | | | | | | | ① 施設本体のひび割れ・亀裂・損傷  ② 施設本体からの漏洩の有無 | 1回 / 年 |
| 「床面および周囲」の基準が B基準 の場合 | | | | | | | ① 1回 / 年 ② 1回 / 月 ※ |

＊ 基準の種別：A基準：新設の基準　/　B基準：既設の基準　/　C基準：既設であって構造基準適用猶予中の基準（環境省令・マニュアルによる）

※ 同等以上の方法は適切な回数

【備考欄】「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。

水質汚濁防止法に係る構造基準の適合状況の確認表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名称： | | | | | | 施設番号： | | | |  | | |
| 対象 | 基準 | 構造等に関する基準 | | | | | | | 定期点検の方法 | | |
| 区分 | 内容 | | | | 適合 | 判定 | 項目 | | 頻度 |
| 配管等（地上配管） | A | 1 | | 以下のいずれかに該当 | | |  | A  ・  B  ・  C |  | |  |
| イ | 必要な強度があり、有害物質で劣化する 恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。 | |  | ① 配管等のひび割れ・亀裂・損傷  ② 配管等からの漏洩の有無 | | 1回 / 年 |
| ロ | 床面より離れて設置され、 漏洩が目視で点検できる | |  |
| B | 1 | | 漏洩が目視で点検できる | | |  | 1回 / 6月 |
| C | | | 上記基準を満たさない | | |  |
| 配管等（地下配管） | A | 1 | | 以下のいずれかに該当 | | |  | A  ・  B  ・  C |  | |  |
| イ | トレンチ内に設置され、トレンチの床・側面の材質が不浸透性を有し、トレンチの底面が必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されている | |  | ① 配管等のひび割れ・亀裂・損傷  ② 配管等からの漏洩の有無  ③ トレンチ内壁のひび割れ・  被覆の損傷 | | 1回 / 年 |
| ロ | 必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。 | |  | 配管等の内部の気体の圧力 若しくは 水の水位の変動の確認 又は これと同等以上の方法 | | 1回 / 年 ※1 |
| ハ | 上記と同等以上の措置 | |  | 措置に応じた項目 | | 措置に応じた内容 |
| B | 1 | | 以下のいずれかに該当 | | |  |  | |  |
| イ | トレンチ内に設置されている | |  | ① 配管等のひび割れ・亀裂・損傷  ② 配管等からの漏洩の有無  ③ トレンチ内壁のひび割れ・  被覆の損傷 | | 1回 / 6月 |
| ロ | 漏洩を検知できる装置の設置や  配管等の流量の変化を検出する装置の設置 | |  | 配管等からの漏洩の有無 | | 1回 / 月 ※2 |
| ハ | 上記と同等以上の措置 | |  | 措置に応じた項目 | | 措置に応じた内容 |
| C | | | 上記基準を満たさない | | |  | 配管等の内部の気体の圧力 若しくは 水の水位の変動の確認 又は これと同等以上の方法 | | 1回 / 年 ※3 |
| 排水溝等 | A | 1 | | 必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れが なく、必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を 有する材質で被覆されている | | |  | A  ・  B  ・  C | ① 排水溝等のひび割れ  ② 被覆の損傷その他の異常の有無 | | 1回 / 年 ※1 |
| 2 | | 上記と同等以上の措置 | | |  | 措置に応じた項目 | | 措置に応じた内容 |
| B | 1 | | 漏洩を検知できる装置の設置や 排水溝等の流量の変化を検出する装置の設置 | | |  | ① 排水溝等のひび割れ・被覆の損傷  ② 排水溝等からの地下浸透の有無 | | ① 1回 / 6月  ② 1回 / 月 ※2 |
| 2 | | 上記と同等以上の措置 | | |  | 措置に応じた項目 | | 措置に応じた内容 |
| C | | | 上記基準を満たさない | | |  | ① 排水溝等のひび割れ・被覆の損傷  ② 排水溝等からの地下浸透の有無 | | ① 1回 / 月 ※1  ② 1回 / 年 ※1 |

＊ 基準の種別：A基準：新設の基準　/　B基準：既設の基準　/　C基準：既設であって構造基準適用猶予中の基準（環境省令・マニュアルによる）

※1 例外あり

※2 濃度測定で確認を行う場合：1回 / 3カ月

※3 同等以上の方法は適切な回数

【備考欄】「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。

水質汚濁防止法に係る構造基準の適合状況の確認表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名称： | | | | | | | 施設番号： | | | | |  | | | |
| 対象 | 基準 | | 構造等に関する基準 | | | | | | | | 定期点検の方法 | | | |
| 区分 | 内容 | | 適合 | | | 判定 | | 項目 | | | 頻度 |
| 地下貯蔵施設 | A | 1 | | 以下のいずれにも該当 | |  | | A  ・  B  ・  C | | 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力 若しくは水の水位の変動の確認  又はこれと同等以上の方法 | | | 1回 / 年 ※1 | |
| イ | タンク室内に設置、二重構造等 |
| ロ | 施設外面の防腐食措置 |
| ハ | 貯蔵施設内水量を確認できる装置の設置等 |
| 2 | | 上記と同等以上の措置 | |  | | 措置に応じた項目 | | | 措置に応じた内容 | |
| B | 1 | | 以下のいずれにも該当 | |  | | 地下貯蔵施設からの漏洩の有無 | | | 1回 / 月 ※2 | |
| イ | 貯蔵施設内水量を確認できる装置の設置等 |
| ロ | 漏洩を検知できる装置の設置や貯蔵施設に  おける流量の変化を検出する装置の設置等 |
| 2 | | 以下のいずれにも該当 | |  | | 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力 若しくは水の水位の変動の確認  又はこれと同等以上の方法 | | | 1回 / 年 ※1 | |
| イ | 貯蔵施設内水量を確認できる装置の設置等 |
| ロ | 貯蔵施設内面にコーティングが 施されている |
| 3 | | 上記と同等以上の措置 | |  | | 措置に応じた項目 | | | 措置に応じた内容 | |
| C | | | 上記基準を満たさない | |  | | 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力 若しくは水の水位の変動の確認  又はこれと同等以上の方法 | | | 1回 / 年 ※1 | |
| 使用の方法 | A・B | 1 | | 以下のいずれにも該当 | |  | | A・B  ・  C | | ① 管理要領からの逸脱がないか  ② 作業に伴う有害物質の  飛散・流出・地下への浸透がないか | | | 1回 / 年 | |
| イ | 有害物質を含む水の受入れ等の作業を、  飛散、流出、又は地下に浸透しない方法で  行う |
| ロ | 有害物質を含む水の補給状況及び 設備の作動状況の確認その他の 施設の運転を適切に行うために 必要な措置を講ずること。 |
| ハ | 有害物質を含む水が漏えいした場合に、 直ちに漏えいを防止する措置を 講ずるとともに、漏えいした水を回収し、 再利用するか、又は適切に処理すること。 |
| 2 | | 使用の方法並びに使用の方法に関する 点検の方法及び回数を定めた管理要領が 明確に定められていること。 | |  | |
| C | | | 上記基準を満たさない | |  | | 作業に伴う有害物質の 飛散・流出・地下への浸透がないか | | | 1回 / 年 | |

＊ 基準の種別：A基準：新設の基準　/　B基準：既設の基準　/　C基準：既設であって構造基準適用猶予中の基準（環境省令・マニュアルによる）

※1 同等以上の方法は適切な回数

※2 濃度測定で確認を行う場合：1回 / 3カ月

【備考欄】「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。